

# 財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構 寄附行為

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第 3 条 この法人は、淀川水系における河川・湖沼水の水質浄化技術及びこれに関連する技術に関する研究開発、水質浄化事業の支援等を行うことにより、淀川水系の水質保全に寄与し、もってうるおいのある地域社会の形成と関係住民の生活環境の向上に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- ( 1 ) 淀川水系における水質浄化技術及びこれに関連する技術に関する研究開発
- ( 2 ) 淀川水系における水質浄化事業の支援
- ( 3 ) 淀川水系における水質に係わる情報の収集、処理、加工及び提供
- ( 4 ) 淀川水系における住民及び諸団体による河川浄化、愛護活動の支援
- ( 5 ) 淀川水系における水質浄化に関する啓発
- ( 6 ) 淀川水系における水質浄化技術に関する情報の収集、提供及び講習会、研修の実施
- ( 7 ) 第 1 号及び第 3 号に掲げる事業に関する業務の受託
- ( 8 ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 5 条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ( 1 ) 設立当初の財産目録に記載された財産
- ( 2 ) 寄附金品
- ( 3 ) 財産から生ずる収入
- ( 4 ) 事業に伴う収入
- ( 5 ) 賛助会費収入

( 6 ) その他の収入

( 財産の種別 )

第 6 条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

( 1 ) 設立当初の財産目録に基本財産として記載された財産

( 2 ) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

( 3 ) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

( 財産の管理 )

第 7 条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預貯金、信託会社への信託又は国債、公債の購入等の安全確実な方法で保管しなければならない。

( 基本財産の処分の制限 )

第 8 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、国土交通省近畿地方整備局長の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

( 経費の支弁 )

第 9 条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

( 事業年度 )

第 10 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

( 事業計画及び予算 )

第 11 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会において出席理事の 3 分の 2 以上の議決を経て、国土交通省近畿地方整備局長に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

( 暫定予算 )

第 12 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前に予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第13条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において出席理事の3分の2以上の議決を経て、その事業年度終了後3月以内に国土交通省近畿地方整備局長に提出しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第14条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、国土交通省近畿地方整備局長に届け出なければならない。

### 第 3 章 役 員

(種類及び定数)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

理事長	1名
理事	10名以上15名以内(理事長を含む。)
監事	2名

(選任等)

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事は、互選により、理事長を選任する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を国土交通省近畿地方整備局長に届け出なければならない。
- 5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を国土交通省近畿地方整備局長に届け出なければならない。

(職務)

第17条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長の定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会又は国土交通省近畿地方整備局長に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集すること。

(任期)

第18条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第19条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、解任することができる。この場合においては、理事会の議決及び評議員会の同意の前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の場合において、議決の対象となった役員は、当該議決に加わることができない。

(報酬等)

第20条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 理事会

(構成)

第21条 この法人に理事会を置き、理事をもって構成する。

(権能)

第22条 理事会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、この法人の業務に関する

る重要な事項を議決する。

(種類及び開催)

第23条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第17条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第24条 理事会は、第17条第4項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 理事会の議事は、この寄附行為で別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事若しくは理事会においてあらかじめ承認を受けた者を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

## 第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第30条 この法人に、評議員15名以上20名以内を置く。

2 評議員は、理事会の議決を経て、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。

4 評議員には、第18条から第20条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第31条 この法人に評議員会を置き、評議員をもって構成する。

2 評議員会に会長1名を置き、評議員の互選により選任する。

3 評議員会長に事故があるとき、又は評議員会長が欠けたときは、評議員会長があらかじめ評議員のうちから指名した者が、その職務を代行する。

4 評議員会は、理事長が招集する。

5 評議員会の議長は、評議員会長がこれに当たる。

6 評議員会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

7 評議員会には、第24条第3項及び第26条から第29条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

8 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 6 章 委 員 会

### ( 運営委員会 )

第 3 2 条 この法人に、事業の円滑な遂行を図るため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### ( 学術委員会 )

第 3 3 条 この法人に、技術開発及び調査研究の企画及び実施について指導、助言を得るため、学術委員会を置く。

2 学術委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 7 章 顧 問 及 び 参 与

### ( 顧問及び参与 )

第 3 4 条 この法人に、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の同意を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営に関し重要な事項について、理事長の諮問に応じて意見を述べる。

4 参与は、この法人の業務のうち、理事長が定める特定の事項を処理する。

5 顧問及び参与の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第 8 章 賛 助 会 員

### ( 賛助会員 )

第 3 5 条 この法人の趣旨に賛同するものは、理事会の承認を受けて、賛助会員となることができる。

2 賛助会員は、理事会の議決を経て理事長が別に定める賛助会費を納めるものとする。

3 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 9 章 琵琶湖・淀川水質浄化研究所

### ( 設置等 )

第 3 6 条 この法人に、琵琶湖・淀川水質浄化研究所を置く。

2 琵琶湖・淀川水質浄化研究所の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 事務局及び職員

(設置等)

第37条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 前2項に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第38条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

## 第11章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第39条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、国土交通省近畿地方整備局長の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第40条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるもののほか、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、国土交通省近畿地方整備局長の認可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第41条 この法人が解散のときに有する残余財産は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、国土交通省近畿地方整備局長の許可を得て、この法人と類似の目的を有する他の公益法人に寄附するものとする。

## 第 1 2 章 雑 則

(委 任)

第 4 2 条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可があった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の事業年度は、第 1 0 条の規定にかかわらず、設立許可があった日から平成 6 年 3 月 3 1 日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 1 1 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の役員は、第 1 6 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第 1 8 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 6 年 3 月 3 1 日までとする。